

徳島県版四国のみちガイドホームページ（仮称）制作業務 プロポーザル募集要項

本要項は、「徳島県版四国のみちガイドホームページ（仮称）制作業務」を委託するに当たり、その契約の相手方となる候補者（以下「委託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

I 募集の内容

1 委託業務名

徳島県版四国のみちガイドホームページ（仮称）制作業務

2 委託業務の内容等

別添「徳島県版四国のみちガイドホームページ（仮称）制作業務 仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月10日までの間

4 採用する受注者数

1 事業者

5 委託料の上限

2, 200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

II 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) ホームページデザイン・制作の事業実績を有していること、または事業実績を有している事業者との連携が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県内に本社又は事業所を有していること。
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないと認められる者であること。
- (8) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、募集要項の公表・配布開始日から選定委員会の開催日までの期間内に受けていないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (10) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) コンソーシアムの場合、各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とし、代表者は徳島県内の事業者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ア 2者の場合は30パーセント以上
- イ 3者の場合は20パーセント以上

2 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配布	令和4年11月8日(火)～令和4年11月28日(月)
募集要項等に関する質問受付	令和4年11月8日(火)～令和4年11月18日(金)
参加申込書の受付期間	令和4年11月22日(火)
企画提案書等の受付期間	令和4年11月8日(火)～令和4年11月28日(月)
委託候補者選定	令和4年12月上旬予定
選定結果の通知	令和4年12月上旬予定

(2) 募集要項等の公表・配布

ア 配布期間

令和4年11月8日（火）～令和4年11月28日（月）
9時～17時（土曜、日曜及び県の休日を除く。）

イ 配布場所

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

※募集要項等は、徳島県ホームページからもダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/shizen/7210991/>)

(3) 質問書の受付及び回答

ア 受付期間

令和4年11月8日（火）～令和4年11月18日（金）17時まで

イ 質問方法

募集要項等に関する質問書（様式1）の提出によるもののみとします。電話や電子メールに直接記載した場合は受け付けません。

ウ 提出方法

グリーン社会推進課まで、電子メール又はファクシミリにより提出してください。なお、送信後は必ず電話により着信確認を行ってください。

エ 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る内容や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者の参加申込状況や企画提案書提出状況等に関する内容は受け付けません。

オ 質問に対する回答方法

質問者に対して電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により回答するとともに、徳島県ホームページ内、組織「危機管理環境部」の「グリーン社会推進課」内の次のページ内で回答を掲載します。

(URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/shizen/7210991/>)

(4) 参加申込書等の受付

ア 受付期間

令和4年11月8日（火）～令和4年11月22日（火）17時必着
※郵送により提出する場合も同様とします。

イ 提出書類

a プロポーザル参加申込書（様式2）

b 誓約書（様式3）

c 法人等に関する書類（コンソーシアムの場合、構成員全て）

① 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。）

- ② 法人概要書（様式4）
- ③ 直近の事業年度における決算書又はこれに類するもの
- ④ 都道府県税，消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書
- ⑤ コンソーシアムの場合，
コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）及び各構成員の出資比率がわかる書類（構成員の経費配分の見積書など）
- ⑥ ホームページデザイン・制作の事業の取組実績

※実績案件ごとに，関与の度合いを示すものを任意様式に整理し，次に示す資料を参考に添付すること。

- ・取組内容を紹介する HP 画面の写し（本プロポーザル参加者の事業者名が含まれているもの）
- ・取組内容の概要（実施地域・規模・実施体制・取組期間（予定で可等））が分かるもの
- ・国等の補助金を利用している場合，申請書類又は交付決定通知書の写し等

※なお，県が必要と認めるときは，追加資料を求める場合があります。

ウ 提出部数

各8部（正本1部，副本7部）

エ 提出方法

グリーン社会推進課まで持参又は書留にて郵送して提出ください。

ただし，持参による場合の受付時間は，9時から17時までとします（土曜及び日曜，祝日を除く。）。

(5) 企画提案書等の受付

ア 受付期間

令和4年11月8日（火）～令和4年11月28日（月）17時必着

※郵送により提出する場合も同様とします。

イ 提出書類

a 企画提案書（様式5等）

- ① 事業概要（委託業務仕様書の「4 委託業務の内容」に基づいた具体的な検討・整理の方向性等）
- ② 実施スケジュール

b 見積書（様式任意。見積内訳書を含む。）

※なお，県が必要と認めるときは，追加資料を求める場合があります。

ウ 提出部数

各8部（正本1部，副本7部）

エ 提出方法

グリーン社会推進課まで持参又は書留にて郵送して提出ください。

ただし，持参による場合の受付時間は，9時から17時までとします（土曜及

び日曜、祝日を除く。)

3 企画提案書の作成に係る留意事項

(1) 企画提案書の構成

企画提案書はA4版，長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）としてください。

(2) その他

- ・委託業務仕様書を熟知の上，作成してください。
- ・文章を補完するため必要な写真，イラスト，イメージ図，表等は使用しても構いません。
- ・使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨としてください。

4 見積書の作成に係る留意事項

(1) 見積額は，委託業務仕様書の内容を実施するための必要経費について算出してください。

(2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず，見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(3) 見積書のあて先は徳島県知事としてください。

(4) 見積書に計上できる費用は，本委託業務の実施に必要な経費とし，汎用備品等の機械・器具購入費等，本委託業務と関連性のない経費は対象外とします。

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格（無効事由）

以下のアからキのいずれかの事項に該当する場合は，失格又は無効となります。

ア 1の資格がない者が企画提案書を提出した場合

イ 2の手続き等に適合していない場合

ウ 3及び4の留意事項に適合していない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 選定委員会構成員に対して，直接，間接を問わず故意に接触を求める等，評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他募集要項に違反する行為があった場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は，複数の提案書の提出はできません。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更，差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く。)

(4) 提出書類の返却等

提出書類は，理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

企画提案書の作成，提出等プロポーザル参加に要する経費等は，すべて参加者の負担とします。

(6) その他

ア 提出された企画提案書等は，徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)に基づく情報公開請求の対象となります。

イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は，速やかにグリーン社会推進課へ連絡するとともに，辞退届(様式自由)を提出してください。

Ⅲ 評価に関する事項

1 評価方法

参加者の中から委託業者を選定するため，徳島県が設置する選定委員会において，書面審査により企画提案の内容，事業の実施能力等を評価，採点します。

また，企画提案書については，11月下旬にプレゼンテーション等の実施を予定しております。プレゼンテーション等の内容については，提案書説明20分程度，質疑15分程度を予定しております。プレゼンテーション等については，対象者へ別途連絡します。

2 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり。

3 採用提案者の選定

選定委員会の構成員の各評価点の合算が上位1者を，事業目的に合致した企画・能力等を有する事業者(以下，「採用提案者」という。)として選定します。ただし，評価点の平均点が60点に満たなかった企画提案は，失格とします。

参加者が1者である場合も同様とします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は採用提案者の選定後，速やかに全ての参加者に通知します。なお，審査経過については公表しません。

Ⅳ 契約

1 契約方法

選定した採用提案者と県が協議し，委託業務に係る仕様を確定させた上で，契約を締結します。仕様書の内容は，企画提案内容が基本となりますが，県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお，採用提案者と県との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には，評価結果において評価点が採用提案者の次に高い参加者であり，かつ，基

準点を満たした参加者と協議を行います。

2 契約保証金

契約保証金は免除します。

3 その他

採用提案者が、「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、選定委員会の開催日から、本契約締結までの期間内に受けたときは、当該採用提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

V 事業の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は関係法令を遵守してください。

2 事業の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、県と協議のうえ、事業の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）、知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は本事業を行うにあたり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また本事業終了後も同様とします。

VI 事業の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業

務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

VII その他

本事業に係る説明会は開催しません。

VIII 担当（書類提出先及び問い合わせ先）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課 自然環境担当

電 話 088-621-2263 ファクシミリ 088-621-2845

E-mail greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

別表 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、構成員の採点数の合計によって総得点を算出し、総合順位を決定する。

評価項目及び評価内容	配点
1 企画提案内容の妥当性	80
① 事業目的及び企画案の妥当性・有効性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国のみちの魅力を幅広いターゲットに魅力を発信できる内容となっているか。 ・ 四国のみちの利用者にとって利便性向上につながる内容となっているか。 ・ 四国のみちの利用者からルートの情報等を適切に収集できる仕組みとなっているか。 	(30)
② 類似業務の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。 	(20)
③ スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的かつ実現可能で無理のない適切なスケジュールとなっているか。 	(15)
④ 事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出を抑えるための工夫がなされる等、価格の点で優れた提案となっているか。 ・ 事業費の積算は妥当か。 	(15)
2 事業実施主体の適正	20
① 事業者概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を適切に遂行できるだけの体制があるか。 	(10)
② 財務状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営状況は健全か。 	(10)
計	100